第８回 奈良市子ども・子育て会議

資料１

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例
（平成 27 年 4 月施行）

Ⅰ　奈良市子どもにやさしいまちづくり条例　Ｐ 1～ 5

Ⅱ　奈良市子どもにやさしいまちづくり条例　解説　Ｐ 6～14

Ⅲ　奈良市子ども条例成立までの取組　Ｐ15～21

奈良市子ども未来部子ども政策課

Ⅰ　奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人とをつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例を作る上で、子どもの声を聴くための様々な取組を行いました。その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」、「意見を言う場がほしい」、「大人と一緒に奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

（基本理念）

第２条　子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

（１）　日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。

（２）　市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。

（３）　子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　子どもにやさしいまち　子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取組、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。

（２）　子ども　１８歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であると認められる者をいう。

（３）　保護者　親及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の４に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。

（４）　地域住民　市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第２号に規定する子どもを除く。）又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。

（５）　子どもが育ち･学ぶ施設　市内の児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。

（６）　事業者　市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

第２章　子どもの大切な権利

（子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重）

第４条　子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

２　子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

第３章　大人等の役割

（共通の役割）

第５条　市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

（市の役割）

第６条　市は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

（１）　子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うこと。

（２）　子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じること。

（３）　保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

（保護者の役割）

第７条　保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

（地域住民の役割）

第８条　地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

（１）　子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援すること。

（２）　虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域をつくること。

（３）　地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供すること。

（子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割）

第９条　子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うよう努めるものとする。

（１）　子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援すること。

（２）　子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境をつくること。

（３）　虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

（事業者の役割）

第１０条　事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

（１）　子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備をすること。

（２）　地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力すること。

第４章　子どもにやさしいまちづくりの推進

（子どもの意見表明及び参加の促進）

第１１条　市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

２　市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加す

る機会を設けるよう努めるものとする。

３　地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

４　子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

（子ども会議）

第１２条　市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

２　子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

３　子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

（子育て家庭への支援）

第１３条　市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

２　市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

（困難を有する子どもとその家庭に対する支援）

第１４条　市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を有する子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

（子どもへの虐待等に対する取組）

第１５条　市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

２　市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（有害・危険な環境からの保護）

第１６条　市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとする。

２　市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（子どもの居場所・遊び場づくり）

第１７条　市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

（相談体制）

第１８条　市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接に、かつ、安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

２　市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

３　市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

第５章　施策の推進

（計画及び検証）

第１９条　市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６１条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

２　市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

３　この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例（平成２５年奈良市条例第１２号）第１条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。

４　会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

（体制整備）

第２０条　市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

（広報及び啓発）

第２１条　市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

Ⅱ　奈良市子どもにやさしいまちづくり条例　解説

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

【解説】***＜目的規定＞***

・この条例を定める目的についての条文です。この条例では、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための基本となる理念や、子どもにやさしいまちづくりを具体的に展開するための方向について定めることを目的としています。

（基本理念）

第２条　子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

（１）　日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。

（２）　市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。

（３）　子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

【解説】***＜基本理念＞***

・この条例を定めるに当たっての基本的な理念についての条文です。

・第１号では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の考えに基づき、子どもにやさしいまちづくりを実現するための取組においては、子どもが権利の主体として尊重されることが全ての基礎となることを表しています。

子どもの権利に関して、「権利を認めると子どもがわがままになる」、「権利は一人前になってはじめて主張できるもの」、「権利を主張するなら義務を果たすべき」という考え方もありますが、本条例で定める権利とは、児童の権利に関する条約（日本は 1994 年 4 月に批准）に定められている権利であり、誰もが生まれながらに有する基本的人権です。

国際連合は、１０年間にわたり審議し、1989 年 11 月 20 日に、児童の権利に関する条約を定め、全ての子どもが無条件に持つことができる「あたりまえ」＝権利＝Rights を決めました。ユニセフは、その権利を「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利＝思いや意見を聴いてもらえる権利」の４つに整理しました。

・第２号では、子どもを取り巻く様々な関係者の皆さんが、子どもを支援する際には常に「子どもの最善の利益」＝「子どもにとってもっともいいこと」を考慮するよう努めることを明記しています。児童の権利に関する条約では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」（第３条１）

と規定されています。
・「子どもの最善の利益を第一に考慮する」とは、子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとってもっともよいことは何かを第一に考えなければならないという考え方です。
・第３号では、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけではなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を奈良市の取組の基礎とすることを掲げています。
・子どもの最善の利益を考えることは、大人の責任です。しかし、子どもは大人から一方的に「与えられ」「守られる」だけの存在ではありません。この条例を作る過程で、子どもと大人を対象としたアンケート調査、児童養護施設等に出向いての子どもからの聞き取り調査、子どもワークショップ等を実施しました。その中で子どもたちから寄せられた意見を通して「子どもは大人が想像している以上に、深くものごとを考えている」「子どもは言いたいことがあるということを大人が理解できていない」「子どもは奈良市が好き。好きだからこそ、いろいろ意見も伝えたい」「子どもは奈良のまちづくりにもっと関わりたいと思っている」といったことが分かってきました。

子どもの最善の利益は、子どもの意見を聴き、まちづくりへの参加を保障することによって、より具体的なものになると考えられます。

児童の権利に関する条約が定める子どもの意見表明の「意見（views)」は、必ずしも理路整然とした主張や見解のみを指すものではなく、子どもの気持ちや心情、つまり「つらい」とか「悲しい」とか、そのようなことも含めて「意見」としています。大人が、子どもの発達や成長の段階に応じて、子どもの「意見」を受け止めることによって、子どもの発達や成長が支えられていく、ということです。それは子どもの立場からすれば、家庭や地域や学校で自分の意見を表明して、その社会の一員として社会参加していく過程を通して、子どもは豊かに発達・成長することができる、ということです。子どもの育ちと親の子育てに不可欠な要件が、子どもの意見表明と参加だと考えられます。

（定義）
第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　子どもにやさしいまち　子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
（２）　子ども　１８歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であると認められる者をいう。
（３）　保護者　親及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の４に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
（４）　地域住民　市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第２号に規定する子どもを除く。）又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
（５）　子どもが育ち・学ぶ施設　市内の児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）に

規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。

（６） 事業者　市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

【解説】***＜定義規定＞***

・この条例に定められている用語の意味を明らかにしている条文です。

・第１号では、「子どもにやさしいまち（Child Friendly Cities)」とは何かを説明しています。この条文では、子どもの権利を尊重するとともに、子どもが、家族、コミュニティ、社会生活に関わり、文化的・社会的行事に参加するなどして自立するための知識や経験を得られるよう社会全体で支援することや、安心して子育てのできるまちづくり又は若者が帰ってきやすいまちづくりを通して、子どもが育つための支援や子どもを育てていくに当たっての支援に、社会全体で取り組むという考え方を表しています。「子どもにやさしいまち」は、ユニセフ（国際連合児童基金）が 1996 年に提唱した考え方で、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」は、このような国際的な動きを名称に取り入れた条例です。

・第２号では、子どもについて明らかにしています。「１８歳未満の者」とは、奈良市民だけではなく、奈良市を訪れた人であっても、市内にいる限りは子どもとして広く対象としています。また「その他これらの者」とは、１８歳未満でなくても、未成年で高校生である人などを対象としています。

・第３号では、保護者について明らかにしています。親や、親に代わり子どもを養育する者を保護者としています。児童福祉法では、保護者を「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう」としています（第６条)。また、同法では、里親を「養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう」（第６条の４第１項）とし、養育里親を「前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう」（第６条の４第２項）としています。この条例にいう保護者も、このような内容を含んでいます。

・第４号では、地域住民について明らかにしています。「その他の団体」とは、自治会、子ども会、老人会、地域教育協議会などをいいます。

・第５号では、子どもが育ち・学ぶ施設について明らかにしています。「その他これらに類する施設」とは、認可外保育施設、地域子育て拠点施設、放課後児童健全育成事業施設（バンビーホームなど）といった、市内にある子どもが育ち・学ぶためのあらゆる施設をいいます。

・第６号では、事業者について明らかにしています。「その他の団体」とは、設立登記前の会社、法人格を有していない自治会、政党要件を満たさない政治団体、マンションの管理組合、サークルなどをいいます。

第２章　子どもの大切な権利

（子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重）

第４条　子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求

めることができる。
２　子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

【解説】***＜権利規定＞***
・子どもが保障される権利と他者の権利の尊重についての条文です。
・この条例の基本理念に基づき、子どもにとって大切な権利が保障されるよう、子どもたちが求めることができることを表しています。
・さらに第２項では、自分自身の権利の保障を求めるだけではなく、他者の権利も自分自身の権利と同様に尊重されるよう、子どもたちが「努めるものとする」ことを表しています。
・この条例における「努めるものとする」や「するものとする」といった言葉の使い分けについては、市として確実に責任を持って行うことができることが明確である部分は「するものとする」といった断定的な表現をしています。また、「努めるものとする」と表記している部分についても、市として、決して消極的ということではなく積極的な姿勢で取り組んでいきます。しかし、個別具体的な様々なケースにおいては、確実に取組を行うことができない場合も考えられるため、「努めるものとする」といった表現をしています。
　そして、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者については、それぞれの関係者の皆さんのご協力のもとに実現していくという考えをしていますので、「努めるものとする」という表現をしています。

第３章　大人等の役割
（共通の役割）
第５条　市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとする。
（市の役割）
第６条　市は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。
（１）　子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うこと。
（２）　子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じること。
（３）　保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。
（保護者の役割）
第７条　保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。
（地域住民の役割）
第８条　地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。
（１）　子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援すること。

（２）　虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域をつくること。

（３）　地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供すること。

（子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割）

第９条　子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うよう努めるものとする。

（１）　子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援すること。

（２）　子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境をつくること。

（３）　虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

（事業者の役割）

第１０条　事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

（１）　子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備をすること。

（２）　地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力すること。

【解説】***＜大人等の役割＞***

・市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者を対象とした、子どもにやさしいまちづくりを行う上での役割についての条文です。

・第５条では、市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者に共通する役割として、互いに連携し、及び協働して子どもにやさしいまちづくりを行うよう努力することを表しています。

・第６条では、市の役割を明らかにしています。（１）国や都道府県・市区町村といった行政機関や関係機関と連携していくこと、（２）子どもに関する様々な施策について推進していくこと、（３）保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、市が必要な支援を行うことを掲げています。

・第７条では、保護者の役割を明らかにしています。子どもの育成について保護者にまず責任があり、子どもが健やかに育つよう努力される必要があることを表しています。そして、保護者は、子どもを健やかに育てる上で市に相談やその他の支援を求めることができることを表しています。

・第８条では、地域住民の役割を明らかにしています。地域住民の役割として、（１）子どもの健やかな育ちを支援すること、（２）子どもへの虐待をはじめとするあらゆる暴力や、犯罪、事故から子どもを守るために、安全で安心な地域づくりに努力されること、（３）地域における取組の中で、子どもが多様な世代の人たちや子ども同士で、交流や様々な体験をすることができる機会を提供するよう努力されることを掲げています。

・第９条では、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割を明らかにしています。子どもが育

ち・学ぶ施設の関係者の役割として、子どもにやさしいまちづくりを進めるため、（1）子どもが心身ともに健やかに成長し生きる力を身に付け、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるように支援するよう努めること、（2）子どもが育ち・学ぶ施設が子どもにとって安全で安心な場となるように保護者や地域住民等と連携協力して環境づくりに努めること、（3）子どもへの虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、これらを未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うように努力することを掲げています。

・第１０条では、事業者の役割を明らかにしています。事業者の役割として、（1）その事業者のもとで働く人たちが、仕事と子育てを両立できるように職場環境を整備するよう努力すること、（2）地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う、子どもを健やかに育むための取組に協力するように努力することを掲げています。なお、「必要な職場環境の整備」とは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、育児休業・短時間勤務といった柔軟な働き方を支える制度を整備することや、そのような制度を利用しやすい職場風土づくりを推進していくことなどをいいます。

第４章　子どもにやさしいまちづくりの推進

（子どもの意見表明及び参加の促進）

第１１条　市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

２　市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

３　地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

４　子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

（子ども会議）

第１２条　市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

２　子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

３　子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

（子育て家庭への支援）

第１３条　市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

２　市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

（困難を有する子どもとその家庭に対する支援）

第１４条　市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ど

も、ひとり親家庭の子ども等、困難を有する子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

（子どもへの虐待等に対する取組）

第１５条　市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

２　市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（有害・危険な環境からの保護）

第１６条　市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとする。

２　市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（子どもの居場所・遊び場づくり）

第１７条　市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

（相談体制）

第１８条　市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接に、かつ、安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

２　市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

３　市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

【解説】***＜子どもにやさしいまちづくりの推進＞***

・この章では、「子どもにやさしいまち」を奈良市で具体化していくために必要な施策等に関する事項について掲げています。

・第１１条では、子どもにやさしいまちづくりを推進していくに当たって、子どもによる意見表明や参加の促進がもっとも大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来このまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことであり、以下の施策の基盤となる考えであることを表しています。市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、それぞれ子どもの主体的な活動を奨励し、子どもへの支援を行うように努力することを掲げています。さらに第２項、第３項及び第４項では、市、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、それぞれ子どもが意見表明や参加を行えるような機会を設けるように努力することを表しています。

・第１２条は、子ども会議についての条文です。子どもにとってよりよい決定を行い、子どもにとっての最善の利益を確保していくためにも、子どもが意見表明をし、参加することは欠かせないものです。児童の権利に関する条約では、その第１２条で、子どもの意見の尊重

を重視しています。このような子どもの意見表明や参加を支援するための取組として、市が子ども会議を設置することを掲げています。さらに、子どもの意見表明や参加は、子どもが自己肯定感を育み自己実現をしていくためにも、家庭・学校・社会の構成員としての役割を果たしていくためにも重要な意味を持ちます。また、子どもが成長していくための人間関係づくりにも不可欠なものです。そして第２項では、子ども会議は、子どもの自主的・自発的な取組によって運営されるものとします。この場合において、子ども会議は、市に必要な支援を求めることができ、市は、そのための方法や仕組みを整えるものとします。第３項では、子ども会議が子どもの意見をまとめ、その意見を市長に提出できることを表しています。

・第１３条は、子育て家庭への支援についての条文です。市が子育て家庭に対して必要な支援を行うよう努力することを掲げています。第２項では、市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれ、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努力することを掲げています。

・第１４条は、障害のある子どもやひとり親家庭の子ども等（経済的に困難な家庭の子ども、不登校・ひきこもりの子どもなど）、困難を有する子どもやその家庭に対する条文です。これらの子ども・家庭に対して、市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割に応じて必要な支援を行うように努力することを表しています。

・第１５条は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等に対する取組についての条文です。市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等に対して予防と早期発見に努めることを表しています。さらに第２項では、市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、このような子どもへの虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、救済に必要な支援を行うように努力することを表しています。

・第１６条は、有害な環境や危険な環境から子どもたちを守ることについての条文です。市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれ子どもを犯罪や交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守ることができるように、安全な環境を作る努力をすることを表しています。さらに第２項では、市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、子どもが有害及び危険な環境から自らを守る力を育むことができるよう、必要な支援を行うために努力することを表しています。

・第１７条は、子どもの居場所や遊び場づくりについての条文です。市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者が、子どもが安心して過ごすだけではなく、自然とのふれあいや遊びといった様々な体験や子ども同士の交流を行い、また成長していく場所として、豊かな自己を育むことができる居場所や遊び場づくりに努力することを表しています。

・第１８条は、子どもが相談できる体制についての条文です。子どもが、自分自身、家庭及び学校などの身近なことや、子どもへの虐待、いじめ、体罰等について、子どもが市に直接に、かつ、安心して容易に相談できるような体制を市が充実させていくことを表しています。なお、「充実」とは、この条例の第２条第２号「子どもの最善の利益を第一に考慮すること」といった内容をもとに、市が、子どもが直接相談しやすい環境を整えていくことをいいます。第２項では、子どもからの相談内容に応じて、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関（奈良県中央こども家庭相談センター、奈良県警本部少年サポートセンターなど）と連携して、子どもへの虐待、いじめ、体罰等から子どもの救済を図るために必要な支援を行っていくことを表しています。第３項では、市が、このような相談窓口について、子どもをはじめ全ての市民や関係者に対し広く知らせていくことを

表しています。市だけではなく、関係機関にもこのような相談窓口がありますので、市以外の相談窓口についても広く知らせていくようにします。

第５章　施策の推進

（計画及び検証）

第１９条　市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６１条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

２　市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

３　この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例（平成２５年奈良市条例第１２号）第１条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。

４　会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

（体制整備）

第２０条　市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

（広報及び啓発）

第２１条　市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

【解説】***＜施策の推進＞***

・この条例によって市が行う施策と、その施策を推進していくための条文です。

・第１９条では、この条例に基づいて行われる施策とその施策による成果を検証していくことを表しています。この条例に基づいた子どもに関する施策と、子どもの未来に影響を及ぼす施策について、国の子ども・子育て支援法に定められた市町村子ども・子育て支援事業計画で定めることを表しています。また第２項では、市が計画を定めたときには、この計画を公表することを表しています。第３項では、この条例がどのように運用され、この条例に基づく事業が条例の理念に沿って実施されているかを、奈良市子ども・子育て会議で、定期的に検証していくことを表しています。そして第４項では、この奈良市子ども・子育て会議での検証結果を市長に報告し、これを公表することを表しています。

・第２０条では、子どもに関する施策や、子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して、市役所内での調整を総合的に行うための体制づくりを行うことを表しています。

・第２１条では、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者それぞれの皆さんの理解を深めるために、この条例の広報・啓発活動を市が行っていくことを表しています。なお、これにはこの条例の基本理念を市が市の職員に啓発することも含まれます。

Ⅲ　奈良市子ども条例成立までの取組

奈良市の未来をひらく子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるように、すべての関係者が連携し協働して取組むための柱となるような子ども条例を検討するために、奈良市子ども条例検討委員会を設置し、平成２４年３月に第１回検討委員会を開催して以降、１７回の検討委員会と６回の作業部会を開催しました。その中で、条例の検討に当たっては当事者である子どもたちの声を聴くことが大切であるとの考えのもと、四つの取組を行ってきました。

一つ目は、学校、家庭や地域社会における子どもたちの思いや課題などを聴き、そして大人の子どもたちへの関わりや大人から見た子ども像などを、奈良市全域から幅広く聴くために、小学５年生、中学２年生、１７歳の市民及び大人を対象としたアンケート調査を行いました。

二つ目は、アンケート調査では把握しきれない、普段意見が届きにくい子どもたちの声を聴くために、児童養護施設と母子生活支援施設に子ども条例検討委員と子ども政策課職員が出向いて、子どもたちからインタビュー調査を行いました。また、そうした子どもたちをとりまく大人たちの声を聴くために、児童相談所と児童家庭支援センターの職員から、そして非行と向き合う親たちの会と不登校・引きこもりを考える親たちの会の保護者から、それぞれインタビュー調査を行いました。

三つ目は、子どもに関わりのあるテーマについて、子どもたち自身に話し合ってもらい、そして提案をしてもらうために、平成２４年度と平成２５年度の夏休み期間を中心に未来をひらく子どもワークショップを開催するとともに、子どもたちにワークショップで出された意見や提案がどのように条例検討に活かされたのかを説明するためのワークショップを開催しました。

四つ目は、これら三つの取組から聴こえてきた子どもたちの声をふまえ、子ども条例について市民と共に考えるために、平成２５年５月に未来をひらく子どもシンポジウムを開催し、その中で、「私が奈良市長だったらこんな奈良市にしたい」というテーマで、子どもワークショップ参加者と仲川市長、子ども条例検討委員による意見交換を行いました。

こうした取組から聴こえてきた、子どもの声や、子どもをとりまく大人の声をふまえ、条文案の検討を進め、平成２６年５月に中間報告をとりまとめ、同年６月にパブリックコメントを実施しました。

その結果も参考にし「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（案）」を取りまとめ、平成２６年１２月議会に提案し、可決、成立しました。そして、この条例は平成２７年４月から施行されます。

・子ども条例の検討フロー図

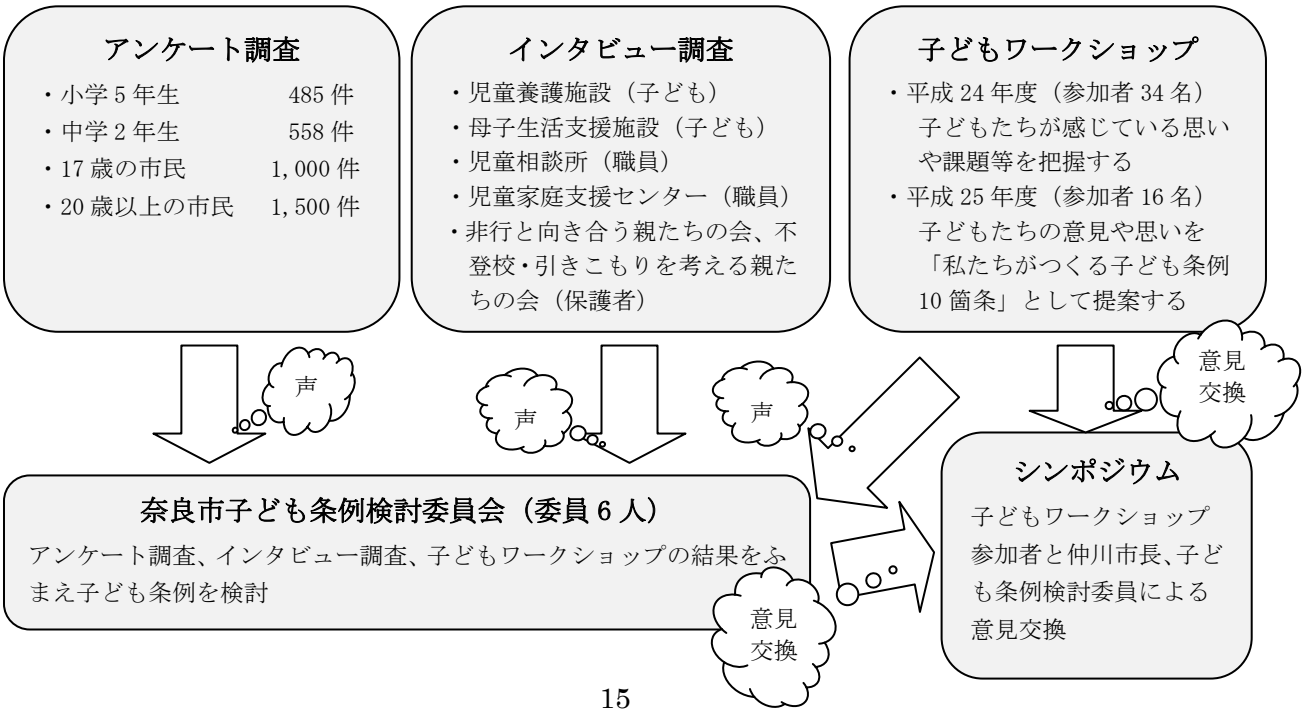

１　奈良市子ども条例検討委員会及び同検討作業部会の開催

（１）　奈良市子ども条例検討委員会の開催

回	開催日	検討テーマ
第 1 回	平成 24 年 3 月 9 日	役員の選任 制定に向けた取組等
第 2 回	平成 24 年 4 月 27 日	年間スケジュール 子どもワークショップ設置等
第 3 回	平成 24 年 5 月 31 日	子どもワークショップ実施内容 インタビュー調査実施方法等
第 4 回	平成 24 年 7 月 31 日	子どもワークショップ実施 インタビュー調査方法等
第 5 回	平成 24 年 9 月 5 日	子どもワークショップ中間報告 インタビュー調査実施報告等
第 6 回	平成 24 年 10 月 26 日	アンケート調査項目 **子どもワークショップ成果発表会**
第 7 回	平成 24 年 12 月 21 日	子どもワークショップ及び出前実態調査の検証等
第 8 回	平成 25 年 2 月 20 日	アンケート調査分析方法
第 9 回	平成 25 年 4 月 19 日	ワークショップ等の検討委員会コメント シンポジウム開催・子どもワークショップ実施
第 10 回	平成 25 年 6 月 7 日	平成２５年度子どもワークショップ開催案 奈良市子ども条例の方向性
第 11 回	平成 25 年 8 月 23 日	**平成２５年度未来をひらく子どもワークショップ参加者との意見交換** 意見交換を終えて条例への反映
第 12 回	平成 25 年 10 月 30 日	奈良市子ども条例検討作業部会の設置 子ども条例における目的・子どもの権利と責任・大人等の責務と役割
第 13 回	平成 25 年 12 月 25 日	子ども条例における基本理念・子どもにやさしいまちづくりの推進
第 14 回	平成 26 年 2 月 24 日	子ども条例における子どもの権利の侵害に対する相談体制及び救済
第 15 回	平成 26 年 4 月 25 日	子ども条例中間報告
第 16 回	平成 26 年 7 月 18 日	子ども条例前文 パブリックコメントに対する市の考え方(案)
第 17 回	平成 26 年 9 月 24 日	子ども条例最終報告

（2）奈良市子ども条例検討作業部会の開催

奈良市子ども条例検討委員会に作業部会を設置し子ども条例の条文案を集中的に検討しています。

回	開催日	検討テーマ
第 1 回	平成 25 年 11 月 25 日	子ども条例における目的・定義・子どもの権利と他者の権利の尊重・大人等の役割 ①
第 2 回	平成 25 年 12 月 9 日	子ども条例における目的・定義・子どもの権利と他者の権利の尊重・大人等の役割 ②
第 3 回	平成 26 年 1 月 23 日	子ども条例における基本理念・子どもにやさしいまちづくりの推進 ①
第 4 回	平成 26 年 2 月 2 日	子ども条例における基本理念・子どもにやさしいまちづくりの推進 ② **子どもシンポジウム参加者との意見交換**
第 5 回	平成 26 年 3 月 12 日	子ども条例における子どもの権利の侵害に対する相談体制及び救済
第 6 回	平成 26 年 8 月 1 日	子ども条例前文

（3）－１ 奈良市子ども条例検討委員会委員名簿

	氏名	役職等
委員長	浜田　進士	特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長
副委員長	木下　勇	千葉大学大学院教授
委員	奥田　眞紀子	市民公募
委員	近藤　正基	神戸大学大学院准教授
委員	原　京子	一般財団法人　子ども財団　理事
委員	都築　由美	市民公募

（3）－２　奈良市子ども条例検討作業部会委員名簿

	氏名	役職等
部会長	浜田　進士	特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長
委員	奥田　眞紀子	市民公募
委員	近藤　正基	神戸大学大学院准教授
委員	都築　由美	市民公募

２　子どもの声を聴くための取組

（１）アンケート調査の実施

① 小学５年生を対象とするアンケート調査

ア　調査件数　　４８５件（地区ごとに児童数を比例按分し学校を抽出）

イ　調査方法　　学校を通じて配布・回収

ウ　実施期間　　平成２４年１２月１８日（火）～平成２５年１月８日（火）

② 中学２年生を対象とするアンケート調査

ア　調査件数　　５５８件（地区ごとに生徒数を比例按分し学校を抽出）

イ　調査方法　　学校を通じて配布・回収

ウ　実施期間　　平成２４年１２月１８日（火）～平成２５年１月８日（火）

③ １７歳の者を対象とするアンケート調査

ア　発送件数　　１，０００件（住基データより無作為抽出）

イ　回収件数　　４７０件（回収率４７．０％）

ウ　調査方法　　郵送による配布・回収

エ　実施期間　　平成２４年１２月１８日（火）～平成２５年１月７日（月）

④　２０歳以上の市民を対象とするアンケート調査

ア　発送件数　　１，５００件（住基データより無作為抽出）

イ　回収件数　　８１４件（回収率５４．３％）

ウ　調査方法　　郵送による配布・回収

エ　実施期間　　平成２４年１２月１８日（火）～平成２５年１月７日（月）

（２）子ども関連施設等へのインタビュー調査の実施

① 実施日

平成２４年８月２８日（火）から平成２４年９月３日（月）

② 対象施設等及び調査対象

対　象　施　設　等	調査対象
奈良県中央こども家庭相談センター(児童相談所)	職員
（福）奈良社会福祉院佐保山荘(母子生活支援施設)	子ども
（福）宝山寺福祉事業団愛染寮(児童養護施設)	子ども
（福）天理児童家庭支援センターてんり(児童家庭支援センター)	職員
奈良つきあかりの会(非行と向き合う親たちの会)	会の代表者等
ふきのとうの会(不登校・引きこもりを考える親たちの会)	会の代表者等

③ インタビュー内容

ア　子ども保護者の現状

イ　子どもを取りまく地域の姿

ウ　子どもを取りまく社会の状況

エ　親、保護者の姿

オ　困難を抱える子どもたちの状況（悩みや困っていること）等

（３）未来をひらく子どもワークショップ

（３）－１　平成２４年度

① 要旨

子ども条例の制定に向け、その内容を検討するに当たり、子どもたちが普段から感じている思いや課題やニーズ等を把握するために、夏休み期間を中心に５回のワークショップを開催しました。

そして、その成果を取りまとめ市長、副市長、教育長らが出席のもと成果発表会を行いました。

② ワークショップ参加者

奈良市内に在住する小学５年生から高校１年生までの３４名の子どもたちが参加しました。

③ ファシリテーター

シチズンシップ共育企画 代表 川中 大輔　氏

④ サポーター

１２名の大学生等が参加しました。なお、サポーターにワークショップの運営補助等を効果的に行うにあたり必要な知識や技量を身につけてもらうためにサポーター養成講座を開催しました。

⑤ ワークショップ開催状況

ア　開催日、テーマ及び参加人数

回	開催日	テーマ	参加人数
第１回	平成２４年　７月３１日（火）	奈良市と私の「今」	２８人
第２回	平成２４年　８月　２日（木）	奈良市と私の「未来」	２２人
第３回	平成２４年　８月　８日（水）	奈良市と私の「未来」	２８人
第４回	平成２４年　８月２３日（木）	「未来」と「今」をつなぐ	１４人
	平成２４年　８月２４日（金）		１２人
第５回	平成２４年１０月２０日（土）	発表に向けてのまとめ	１６人
第６回	平成２４年１１月１７日（土）	成果発表会	２３人

※ 第４回は参加人数の関係で２回に分けて開催した。

イ 開催時間及び場所

・開催時間　　午前１０時から午前１２時まで

・開催場所　　奈良市役所会議室

（３）－２　平成２５年度

① 要旨

子ども条例の制定に向け、その内容を検討するに当たり、子どもたちの意見や思いを「私たちがつくる子ども条例１０箇条」として提案してもらうために、夏休み期間に５回のワークショップを開催しました。

そして、５回のワークショップの成果を取りまとめ、奈良市子ども条例検討委員会において、参加者の子どもたち１０人と子ども条例検討委員による意見交換を行いました。

② ワークショップ参加者

奈良市内に在住する小学５年生から中学２年生までの１６名の子どもたちが参加しました。

③ ファシリテーター

シチズンシップ共育企画 代表 川中 大輔　氏

④ サポーター

１０名の大学生等が参加しました。なお、サポーターにワークショップの運営補助等を効果的に行うにあたり必要な知識や技量を身につけてもらうためにサポーター養成講座を開催しました。

⑤ ワークショップ開催状況

ア 開催日、テーマ及び参加人数

回	開催日	テーマ	参加人数
第１回	平成２５年８月　１日（木）	仲間と出会い、奈良を見つめる	８人
第２回	平成２５年８月　５日（月）	私たちの声を届けよう！（1）	１２人
第３回	平成２５年８月　７日（水）	私たちの声を届けよう！（2）	１１人
第４回	平成２５年８月１９日（月）	私たちの声を聞いてもらおう！	１５人
第５回	平成２５年８月２１日（水）	私たちがつくる子ども条例１０箇条	１４人
	平成２５年８月２３日（金）	奈良市子ども条例検討委員との意見交換	１０人

イ 開催時間及び場所

・開催時間　　午前１０時から午前１２時まで
（※奈良市子ども条例検討委員との意見交換のみ午後１時から午後２時３０分まで）
・開催場所　　奈良市役所会議室

（３）－３　平成２４・２５年度 未来をひらく子どもワークショップ参加者への説明のためのワークショップ

① 要旨

平成２４・２５年度 未来をひらく子どもワークショップ参加者に、ワークショップで出された意見や提案がどのように条例の検討に活かされたのかを、子ども条例検討委員から子どもたちに説明するためのワークショップを開催しました。

② 開催日時及び場所

平成２６年３月２１日（金）　午後２時から午後３時３０分
奈良市役所　奈良市役所会議室

③ 参加者

・子どもワークショップ参加者　　１０人
・子ども条例検討委員　　５人
・子どもワークショップサポーター　　２人

（４）未来をひらく子どもシンポジウムの開催

① 開催日時及び場所

平成２５年５月１９日（日）午後１時から午後３時３０分
はぐくみセンター９階　大講座室

② 参加者数　　１６２名

ア　子ども条例検討委員　　６名

イ　子どもワークショップ参加者　　７名

ウ　子どもワークショップサポーター　　２名

エ　一般参加者　　１４７名

③ 内容

ア　開会

イ　仲川市長あいさつ

ウ　基調講演

講師　　千葉大学大学院教授　木下　勇　氏

テーマ　　「子どもの参画による子どもにやさしいまち
～世界の動向から奈良の将来を考える」

エ　奈良市子ども条例検討の経過報告

奈良市子ども条例検討委員会委員長　浜田　進士　氏

（特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所 関西事務所長）

オ　休憩

カ　子どもワークショップ参加者と仲川市長、子ども条例検討委員との意見交換

テーマ「私が奈良市長だったらこんな奈良市にしたい」

キ　閉会

（５）パブリックコメントの実施

① 募集期間

平成２６年６月２日（月）から平成２６年６月３０日（月）

② 提出状況

１５人から３５件

資料２

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（平成２６年１２月２５日条例第５４号）

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の８の２第１項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第３条　最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第４条　市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

２　市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業者）

第５条　放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第６条　放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であっ

て、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

４　放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

５　放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

６　放課後児童健全育成事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成２４年奈良市条例第２４号）第２条第１号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第７条　放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

２　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第８条　放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第９条　放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、児童の健全な育

成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第１０条　放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　専用区画の面積は、児童１人につきおおむね１．６５平方メートル以上でなければならない。

３　専用区画並びに第１項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

４　専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第１１条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

２　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第５項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

（１）　保育士の資格を有する者

（２）　社会福祉士の資格を有する者

（３）　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」

という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの

（４）　学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

（５）　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（６）　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

（７）　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（８）　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（９）　高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

４　第２項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね４０人以下とする。

５　放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が２０人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者を平等に取り扱う原則）

第１２条　放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第１３条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第３３条の１０各

号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第１４条　放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

３　放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（運営規程）

第１５条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

（１）　事業の目的及び運営の方針

（２）　職員の職種、員数及び職務の内容

（３）　開所している日及び時間

（４）　支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

（５）　利用定員

（６）　通常の事業の実施地域

（７）　事業の利用に当たっての留意事項

（８）　緊急時等における対応方法

（９）　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　その他事業の運営に関する重要事項

（放課後児童健全育成事業者が備える帳簿）

第１６条　放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第１７条　放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第１８条　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

３　放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が行う同法第８５条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）

第１９条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

（１）　小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業　１日につき８時間

（２）　小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業　１日につき３時間

２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、１年につき２５０日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

（保護者との連絡）

第２０条　放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第２１条　放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第２２条　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（委任）

第２３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

（設備の基準の経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成３２年３月３１日までの間、第１０条第２項の規定は、適用しないことができる。

（職員の経過措置）

３　施行日から平成３２年３月３１日までの間、第１１条第３項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成３２年３月３１日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

（支援の単位の経過措置）

４　施行日の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成３２年３月３１日までの間、第１１条第４項の規定は、適用しないことができる。

資料３

「奈良市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」素案に対する意見募集結果の概要について

１　意見募集の概要

（１）意見の募集期間

平成 26 年 12 月 1 日（月）から平成 26 年 12 月 26 日（金）まで

（２）周知方法

①奈良しみんだより（12 月号）への掲載

②市ホームページ、「子育て@なら」Facebook 及び LINE への掲載

③市役所、出張所及び行政センターにおいて、素案冊子の配布・閲覧の実施

④関係各機関（奈良市私立幼稚園協会、奈良市保育会、地域子育て支援拠点、奈良市校園長会、奈良市ＰＴＡ連合会等）への個別説明

２　意見の募集結果

市民等の皆様から、15 通、28 件のご意見が寄せられました。

（１）提出方法別

ファクシミリ 11 通、電子メール 1 通、ホームページ 2 通、持参 1 通

（２）項目別意見数

章		
大項目	小項目	件数
全体		1 件
第２章　奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題		
２．次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績	―	1 件
３．子ども・子育て支援新制度で求められる対応	―	1 件
第３章　事業計画の基本的な理念・方針について		
２．計画の基本理念	―	1 件
第４章　奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組について		
基本方針１ 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり	基本目標１　子どもにとって大切な権利の保障	1 件
	基本目標２　乳幼児期の教育・保育の充実	7 件
基本方針２ 子どもを安心して生み育てられるまちづくり	基本目標２　地域における子育て支援の充実	3 件
	基本目標３　子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実	1 件

	基本目標４　様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実	1 件
基本方針３ 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	基本目標１　地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進	1 件
	基本目標２　仕事と子育ての両立支援の推進	1 件
第５章　主な事業の５年間の需給計画について		
１．提供区域の設定	(1)教育・保育における提供区域	1 件
	(2)地域子ども･子育て支援事業における提供区域	1 件
３．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	(1)利用者支援事業	4 件
	(3)放課後児童健全育成事業	1 件
	(7)地域子育て支援拠点事業	1 件
	(9)病児・病後児保育事業	1 件
合　　計		28 件

（３）意見の概要

章	大項目	小項目	意見の概要	件数
全体			・「子どもにやさしいまちづくり」ということでしたが、子ども自身のための支援が具体的には見えてきませんでした。大人ではなく、子どもが主体の計画が具体化されることを望みます。	1 件
第 2 章	2. 次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績		・子育て広場で、センター型、ひろば型、児童館型という内訳がわからない。	1 件
	3. 子ども・子育て支援新制度で求められる対応		・様々な面で過渡期となり、考えること、悩むこと等、課題がたくさんありますが、子ども・保護者にとってよりよい環境となるよう、行政と協働しつつ新制度に向かっていけるよう、丁寧に相談・説明していただければと思う。	1 件
第 3 章	2. 計画の基本理念		・子育てに祖父母の助けを願うのが難しいく、地域からも孤立してしまう家庭も多くあります。子育ての場が、子どもの成長にとって良い環境であるとともに、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに期待します。	1 件

第４章	基本方針１ 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり	基本目標１ 子どもにとって大切な権利の保障	・子ども会議はどのような内容か。	１件
		基本目標２ 乳幼児期の教育・保育の充実	・幼稚園や保育園が今まで培ってきた質を落とすことなく、子どもたちが同等の利益を得られるとともに、滑らかに小学校に接続できるような基盤をしっかりさせないといけない。 ・乳幼児期の教育・保育の充実について、市の事業計画策定に当たって、保育現場としては今まで以上に保育内容や子育て支援の充実を目指したいと思う。	２件
			・施策の方向性について、奈良市らしい文面が入っていても良いのではないか。どこにでも書かれている文面であり、教育・保育の内容の充実についても何を目指すのか書かれていないのではないか。 ・教育・保育の質の向上に向けた取り組みに、「奈良市立こども園カリキュラム作成」を記載してはどうか。	２件
			・施策の方向性②「質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実」について、「保育者の処遇の向上、保育条件の改善に努める」との内容の文章を入れるべき。	１件
			・「教育・保育施設及び地域型保育事業の整備」について、「公立保育所を核に認可保育所を中心に整備する」との内容に改めるべき。 ・認定こども園の設置を削除するべき。	２件
	基本方針２ 子どもを安心して生み育てられるまちづくり	基本目標２ 地域における子育て支援の充実	・施策の方向性に、「専門職と非専門職（ボランティア等）の協働体制による手厚い支援の構築」を入れてほしい。	１件
			・主な取り組みの地域子育て支援拠点事業の内容について、「育児相談」を「子育てに関するあらゆる相談」というように、どんなことでも相談を受けるように記載してほしい。	１件
			・当園では、預かり保育や未就園児保育を	１件

			進めており、多くの利用者がある。現在の幼稚園においてもできるところまで、子育て支援の充実に取り組みたい。	
		基本目標３ 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実	・「１　子育てに関する相談体制・情報提供の充実」について、相談は誰がするのか、また、専門職を配置するのかどうか明確化してほしい。	１件
		基本目標４ 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実	・子ども発達支援事業について、特別支援教育や教育相談課での事業も記載してはどうか。	１件
	基本方針３ 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	基本目標１ 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進	・子育て支援アドバイザーについて、子育て中の保護者に必要なのは助言ではなく、悩みや不安を受け止める人の存在であるため、アドバイザーという名称はふさわしくないのではないか。	１件
		基本目標２ 仕事と子育ての両立支援の推進	・男女共同の子育ての推進に向けたセミナーとあるが、男性は参加しないのではないか。	１件
第５章	1.提供区域の設定	(1)教育・保育における提供区域	・教育・保育における提供区域を、中学校区を１ゾーンとするべき。	１件
		(2)地域子ども・子育て支援事業における提供区域	・病児・病後児保育事業の提供区域を、教育・保育における提供区域に準じる事業にするべき。	１件
	3.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	(1)利用者支援事業	・利用者支援事業の目標値について、平成３１年度で２箇所は少ないのではないか。	１件
		(3)放課後児童健全育成事業	・目標値が増えているが、現状で部屋の広さや職員の数が不足気味ではないのか。	１件
		(7)地域子育て支援拠点事業	・今後の方向性について、「子育てスポット等」のすみ分けが一般的にはわからないのではないか。また、従事者にできるだけ専門職や有資格者の配置を目指すことを盛り込んでほしい。	１件
		(9)病児・病後児保育事業	・少しでも近い場所にあればと思うので、全体のバランスを考えて西部地域もしくは北部地域にもう１箇所設置することを検討していただけないか。	１件

資料４

新制度における利用者負担額の検討について

第８回子ども・子育て会議
平成２７年１月２６日

は　じ　め　に

平成２４年８月に成立した「子ども・子育て関連３法」により幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援を総合的に進める子ども・子育て支援新制度が、平成２７年４月より本格施行されます。

新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所等を通じた共通の給付（施設型給付・地域型保育給付）が創設され、本市は新制度の実施主体として、教育標準時間認定を受けた子ども（１号）、保育認定を受けた満３歳以上子ども（２号）、保育認定を受けた満３歳未満子ども（３号）ごとに利用者負担額を設定する必要があります。

そのため、奈良市子ども・子育て会議を２回、支給認定・利用者負担検討部会を５回開催し、委員からご意見を徴し、検討を重ねて参りました。

そのことを踏まえて、今回の会議において、以下のとおり、利用者負担額及び経過措置の基本的な考え方のまとめ（案）と、その具体的内容についてお示しさせていただきます。

【資料の構成】

１．国の利用者負担の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２．奈良市の利用者負担の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３．新たな国の情報提供等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
４．利用者負担額（案）について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
５．保育料算定根拠が所得税から市民税の所得割額になること
　　及び年少扶養控除の取扱いが変更になることの影響について　・・・　４
６．新制度における利用者負担額に係る経過措置（案）について　・・・　８

１．国の利用者負担の考え方

（１）新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して（応能負担）、国が定める利用者負担の水準を限度として、実施主体である市町村が利用者負担を定める。（給付単価を限度額とする）

（２）所得階層の区分を決定するに当たっては、市町村民税額を基に行う。

・保育の２号認定、３号認定の算定は、所得税額から市町村民税額に変更する。

・利用者負担の年度切替は、８月以前が前年度の市町村民税額、９月以降が当該年度の市町村民税額から算出する。

・年少扶養控除廃止前の旧税額の適用を廃止する。

（３）保育標準時間（１１時間）及び保育短時間（８時間）の利用者負担の区分を設定し、保育標準時間の設定は、現行の利用者負担の水準を基準にし、保育短時間認定の設定は、保育標準時間の▲１．７％を基本に設定。

（４）国が定める利用者負担の水準は、１号、２号、３号給付それぞれにおいて、施設や事業を問わず、同一の水準としている。

２．奈良市の利用者負担の考え方

国の基準を踏まえて、次に掲げる考え方を基本とします。

（１）基本的な考え方

①世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）。

②所得階層区分の税額を市町村民税額とする。

③保育短時間認定の設定は、保育標準時間の▲１．７％を基本に、国どおり設定。

④認定区分（１号・２号・３号）ごとに、施設や事業を問わず、同一の利用者負担とする。

⑤年少扶養控除廃止前の旧税額の適用を、国どおり廃止する。

⑥多子世帯への支援制度の実施。

（２）具体的な利用者負担の体系

①２・３号認定については、現行の３歳未満児・３歳児・４歳以上児の３区分から国の区分にあわせて、３歳未満児・３歳以上児の２区分とする。

②市民税非課税世帯を無料としているのを、有料とする。

③１号認定（幼稚園）の負担額が、２号認定（保育所）を上回らないように設定する。

④所得階層区分を現行の１０階層区分から１２階層区分とし、１号から３号までの保育料の関連を持たせる。
⑤現行の利用者負担は、国の徴収基準の平均６５％程度であるが、本市の包括外部監査の指摘や他中核市の動向、財政状況などを勘案し、６７．５％程度となるように算定する。

３．新たな国の情報提供等について

平成２７年度政府予算案において、昨年５月末に提示したイメージから、幼児教育無償化に向けた取組（低所得世帯へ支援）として、１号認定子どもの市町村民税非課税世帯の軽減（9,100 円→3,000 円）を図ることを受け、別添資料１のとおりとなりました。（別添資料１「平成２７年度における特定教育・保育施設等の利用者負担（月額）：平成２７年１月１５日付国事務連絡）

４．利用者負担額（案）について

別添資料２「子ども・子育て支援新制度の実施に伴う利用者負担額（保育料）案　月額表（全体版）」のとおり

５．保育料算定根拠が所得税から市民税の所得割額になること及び年少扶養控除の取扱いが変更になることの影響について

以下、実例からのシミュレーションを行った内容です。

（１）所得税から市民税に算定の根拠が変更するため累進課税制度から定率課税の一律６％となる。夫婦のいずれかに収入が偏っている場合より、夫婦が均等に収入がある世帯のほうが税額が低く抑えられてきたが、市民税では収入に対して一律に課税されるため、均等に稼いでいた世帯は税額が増え、上の階層に移動する場合がある。

【例１：Ａさん夫婦のケース】

＜設定条件＞

・父：正社員、母、子ども２人の世帯

・父年収：1,059 万円、母年収：96 万円（世帯年収：1,155 万円）

・父所得税：666,100 円、母所得税：０円（合計：666,100 円）

↓↓↓

〇所得税額を基に算定すると・・・

国基準第７階層、市基準 D6 階層（現行階層ベース）

↓↓↓

●市民税所得割額に直すと・・・

父所得割額：378,100 円、母：０円（合計：378,100 円）

国基準第７階層、市基準 D6 階層（現行階層ベース）

【例２：Ｂさん夫婦のケース】

＜設定条件＞

・父：正社員、母：正社員、子ども２人の世帯

・父年収：936 万円、母年収：517 万円（世帯年収：1,453 万円）

・父所得税：555,700 円、母所得税：147,800 円（合計：703,500 円）

↓↓↓

〇所得税額を基に算定すると・・・

国基準第７階層、市基準 D6 階層（現行階層ベース）

↓↓↓

●市民税所得割額に直すと・・・

父所得割額：343,000 円、母：145,100 円（合計：488,100 円）

国基準第８階層、市基準 D7 階層（現行階層ベース）

（２）年少扶養控除の取扱いが変更になる。

平成 22 年度税制改正で廃止された 16 歳未満の子に対する年少扶養控除について、平成 26 年度分の保育料算定までは、引き続き控除して算定していた。

国の作成した所得税から市民税へ移行した階層表の税額は夫・妻（所得税非課税）・子ども２人という４人家族をモデルとして階層移動しないように設定したため、この世帯構成と異なる場合、その影響で階層を移動する可能性がある。

【例３：Ｃさん夫婦のケース】

＜設定条件＞

・父：正社員、母、子ども１人の世帯

・父年収：311 万円、母年収：34 万円（世帯年収：345 万円）

・父所得税：33,300 円、母所得税：０円（合計：33,300 円）

↓↓↓

〇所得税額を基に算定すると・・・

国基準第４階層、市基準 D2 階層（現行階層ベース）

↓↓↓

●市民税所得割額にすると・・・

父所得割額：65,100 円、母：０円（合計：65,100 円）

国基準第４階層、市基準 D１階層（現行階層ベース）

【例４：Ｄさん夫婦のケース】

＜設定条件＞

・父：正社員、母、子ども３人の世帯

・父年収：621 万円、母年収：102 万円（世帯年収：723 万円）

・父所得税：97,500 円、母所得税：０円（合計：97,500 円）

↓↓↓

〇所得税額を基に算定すると・・・

国基準第５階層、市基準 D４階層（現行階層ベース）

↓↓↓

●市民税所得割額に直すと・・・

父所得割額：187,800 円、母：０円（合計：187,800 円）

国基準第６階層、市基準 D5 階層（現行階層ベース）

（３）所得税と市民税とでは、非課税範囲が異なるため、所得税を納めていた人でも非課税のＢ階層へ移動する可能性がある一方で、逆にＢ階層から移動してしまう可能性もある。

所得税の非課税⇒所得―控除の計算の結果、所得＜控除であれば非課税となる。（住民税の非課税⇒住民税の非課税基準に達したとき）

（４）所得税と市民税とでは、控除額が異なるためその影響で税額が異なる場合がある。

【例５：特定扶養の人で同居の重度のケース】

所得税の控除額　630,000 円＋750,000 円なので、1,380,000 円

住民税の控除額　450,000 円＋530,000 円なので、980,000 円

⇒その差は 400,000 円となる。

（５）保育料が上がる世帯と下がる世帯はケースバイケース

以上のように、単に所得税から市民税に移行するだけでなく、その他要件変更によって、税額は上下することとなる。

また，国の所得税から市民税へ移行した階層表の税額は、夫・妻（所得税非課税）・子ども２人という４人家族をモデルとして設定したものであるため、これに当てはまらない世帯は異なる階層になる可能性がある。さらに、その国の階層表を細分化する市の保育料表では、２階層以上の動きがあるケースも出てくる。

（６）年少扶養控除等の廃止に伴う算定方法の取り扱いについて

① 平成２２年度税制改正において、年少扶養控除及び１６～１８歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたが、保育所の保育料の決定に当たっては、扶養控除の廃止に伴う保育料への影響を避けるため、扶養控除見直し前の所得税旧税額を市において再計算し、扶養控除見直し前の旧税額を基にして保育料を決定する取り扱いをしている。

② 上記の取り扱いについては、国では経過措置として、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定を可能とするとしているが、国においても、再計算する市町村の事務負担が大きいことや、年少扶養控除等の廃止後、一定期間が経過していること、また、今後、その他の税制改正が行われた場合に、旧税額を計算する方法

が相当複雑になっていく可能性があること等を踏まえれば、現在行っている旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わないこととしているので市としても経過措置を含め同様の取り扱いとする。

（7）全体のシミュレーション

保育料の算定基礎を市民税額におきかえた場合の階層移動調査

	市基準階層移動	件数	比率		
階層が下がる場合	−4	7	0.17%	28.55%	9.31%
	−3	55	1.36%		
	−2	315	7.78%		
	−1	779	19.24%		
	移動なし	2381	58.80%	58.80%	
階層が上がる場合	＋1	472	11.66%	12.65%	0.98%
	＋2	37	0.91%		
	＋3	3	0.07%		
	合計	4049	100.00%		

※平成25年度保育料賦課分の移動を調査（所得税は平成24年度、市民税平成25年度）

※58.80%の人が階層移動なし。89.70%の人が±1以内の階層移動

※2階層以上階層が上がる人は0.98%。

※家族状況の変更の推移を反映していない

６．新制度における利用者負担額に係る経過措置（案）について

（１）経過措置の基本的な考え方について（案）

①　現在の市立幼稚園保育料が長年定額であった点を踏まえ、激変緩和の観点から、平成２７年度の１年間については、市立幼稚園・市立認定こども園の１号については、在園児及び新入園児ともに、現行の平成２６年度保育料を基本とする。

②　平成２８年度は、応能負担となる移行期間ととらえ、市立幼稚園・市立認定こども園の１号については、在園児及び新入園児ともに、１号幼稚園保育料（別添資料２）で６，３００円を超える部分の保育料について２分の１に低減する。

③　公私立の保育所・認定こども園等の２号・３号については、現行の保育料の激変緩和の観点から、平成２７年度は、在園児及び新入園児ともに、現行の平成２６年度保育料を基本とする。

（２）経過措置の具体的内容について（案）

①１号市立幼稚園・市立認定こども園の利用者負担（案）について

⇒別添資料３「教育標準時間認定子ども（１号）の利用者負担額（保育料）案の推移」参照

＜Ａ．平成 27 年４月～平成２８年３月までの１年間＞

【内　容】

・現行幼稚園保育料（６，３００円/月）、月払いとする
・平成２７年度新入園児（認定こども園は３歳児、幼稚園は４歳児）について、入園料５，６５０円（現行）相当額を月額保育料に上乗せ
・現行の保育料適用中は、平成２６年度市立幼稚園就園奨励費を準用

＜Ｂ．平成２８年４月～平成２９年３月までの１年間＞

【内　容】

・１号幼稚園保育料（別添資料２）で６，３００円を超える部分の保育料について、２分の１に低減
・平成２８年４月以降の在園児及び新入園児
・１号幼稚園経過措置保育料（別添資料３）を適用
・多子世帯軽減適用（３歳児～小学校３年）
・入園料は徴収なし

＜C．平成２９年４月以降の在園児及び新入園児＞

【内　容】

・本格実施、１号保育料（別添資料２）を適用

・多子世帯軽減適用（３歳児～小学校３年）

・入園料は徴収なし

＜D．その他＞

新制度に移行する私立幼稚園や私立認定こども園の１号については、平成２７年度から本格実施の１号保育料（別添資料２）の適用となります。

②２号・３号（保育所・認定こども園等）の利用者負担について

⇒別添資料４「保育認定子ども（２号・３号）の利用者負担額（保育料）案の推移」参照

【期　　間】 平成 27 年４月～平成２８年３月の１年間

【内　　容】 現行の保育所保育料表の金額を適用、多子世帯軽減適用（０歳～５歳）

【対　　象】 在園児、平成２７年度新入園児

【平成２８年４月以降の在園児及び新入園児】

本格実施、２・３号保育料（別添資料２）を適用

多子世帯軽減適用（０歳～５歳）

【その他】

■　現行保育料表（３歳未満/３歳/４・５歳）を適用し、保育標準時間とする。保育短時間については、現行保育料表の金額の１．７％減とする。所得税から市町村民税に置き換える。

■　経過措置期間中であっても、算定基準が所得税から市町村民税にかわることにより、また、年少扶養控除廃止前の旧税額の適用が廃止となるため、所得階層が変わることがあります。

■　３号認定の地域型保育給付（奈良市委託事業の家庭的保育事業）の利用者負担額については、現行では施設型と運営状況に差（給食無、開園時間が短い、土曜日休）があると考えられるので、３号認定の利用者負担額を基本として別途設定する。

平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担（月額）　別添資料 1

○ 幼児教育無償化に向けた取組（低所得者世帯への支援）として、1号認定子どもの第2階層に係る国が定める水準については、昨年5月末に提示したイメージから一層の軽減（9,100円→3,000円）を図ることとなった（平成27年4月施行）。

○ その結果、平成27年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準（国庫（都道府県）負担金の精算基準）は、以下のとおりとなる。

教育標準時間認定の子ども（1号認定）

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	~~9，100円~~→ 3，000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16，100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20，500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25，700円

※ 小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
※ ただし、給付単価を限度とする。
※ なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める（経過措置）。

保育認定の子ども（2号認定：満3歳以上）（3号認定：満3歳未満）

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6，000円	6，000円	9，000円	9，000円
③所得割課税額 48,600円未満	16，500円	16，300円	19，500円	19，300円
④所得割課税額 97,000円未満	27，000円	26，600円	30，000円	29，600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41，500円	40，900円	44，500円	43，900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58，000円	57，100円	61，000円	60，100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77，000円	75，800円	80，000円	78，800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101，000円	99，400円	104，000円	102，400円

※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
※ ただし、給付単価を限度とする。

○ また、ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。

特定教育・保育施設等の利用者負担に係る留意事項

○ 政府予算案の幼児教育無償化に向けた取組（低所得者世帯への支援）を反映し、国の利用者負担基準額が実質的に決まった（注1）ことを受け、各市町村におかれては、

・市町村の定める利用者負担額の設定
・住民・事業者等への周知・広報
・必要な規則等（注2）の制定・改正
・予算（新制度の施設型給付費及び就園奨励費補助事業）の確保

等を進めていただきたい。

（注1）最終的には子ども・子育て支援法施行令で制定。
（注2）公立の認定こども園・幼稚園について、実際に保護者が負担する利用者負担額を条例に定める取扱いとする市町村においては、当該条例の改正等が必要となることに留意。

○ 特に、住民・事業者等へ利用者負担見込み額が未だに提示できていない市町村におかれては、政府予算案の決定を受け、速やかに設定いただくようお願いしたい。特に、認定こども園と幼稚園については、利用者負担を施設が直接保護者から徴収することとなるため、混乱を生じないよう、速やかな対応をお願いしたい。

○ 今般の国基準案の変更については、幼児教育無償化に向けた取組として、予算編成過程で対象範囲や内容を調整する事項要求とされていたことから、各市町村に事前に情報提供できませんでしたが、適切に実施いただくよう、重ねてお願いする。

別添資料２

子ども・子育て支援新制度の実施に伴う利用者負担額（保育料）案　月額表（全体版）

１号では、市町村民税非課税世帯に所得割非課税世帯を含む

平成27年1月26日　時点

階層区分				階層間差率	推定年収	市の保育料月額表（案）																					
国		市（案）				１号認定　３歳以上							２号認定　３歳以上								３号認定　０～２歳							
1号	2・3号					国基準額	教育標準時間 認定こども園・幼稚園	国基準との比率	現行（市立、就園奨励費適用前、入園料5,650円別途あり）	平成28年度市立施設経過措置	平成27年度市立施設経過措置（就園奨励費適用前、市立新入園児は入園料有） 在園児	新入園児	国基準額	現行	国基準と現行の比率	保育標準時間	現行からの値上げ率	現行からの値上げ額	国基準と新の比率	保育短時間	国基準額	現行	国基準と現行の比率	保育標準時間	現行からの値上げ率	現行からの値上げ額	国基準と新の比率	保育短時間
1	1	A	生活保護世帯等		—	0	0	#DIV/0!	6,300	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0
2	2	B 1	市民税非課税世帯（母子等）※		～260万円	0	0	#DIV/0!	6,300	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0
		B 2	市民税非課税世帯			3,000	2,100	0.700	6,300	2,100	2,800	3,000	6,000	0	0.000	2,300	#DIV/0!	2,300	0.383	2,300	9,000	0	0.000	3,800	#DIV/0!	3,800	0.422	3,700
3	3	C 1	所得割額　48,600円未満（母子等）		～330万円	15,100	4,700	0.311	6,300	4,700	6,300	6,500	15,500	5,000	0.323	5,000	1.000	0	0.323	4,900	18,500	7,000	0.378	7,000	1.000	0	0.378	6,900
		C 2	所得割額　48,600円未満			16,100	5,200	0.323	6,300	5,200	6,300	6,500	16,500	5,000	0.303	5,500	1.100	500	0.333	5,400	19,500	7,000	0.359	8,000	1.143	1,000	0.410	7,900
	4	D 1-1	所得割額　67,000円未満（母子等）	1.396	～380万円	15,100	6,400	0.424	6,300	6,300	6,300	6,500	27,000	8,800	0.326	9,300	1.057	500	0.344	9,100	30,000	12,100	0.403	12,500	1.033	400	0.417	12,300
		D 1-2	所得割額　67,000円未満			16,100	6,900	0.429	6,300	6,600	6,300	6,500																
		D 2-1	所得割額　77,100円未満（母子等）	1.149	～410万円	15,100	6,900	0.457	6,300	6,600	6,300	6,500	27,000	15,500	0.574	14,500	0.935	(1,000)	0.537	14,300	30,000	19,900	0.663	20,000	1.005	100	0.667	19,700
		D 2-2	所得割額　77,100円未満			16,100	7,400	0.460	6,300	6,900	6,300	6,500																
4		D 3	所得割額　97,000円未満	1.258	～470万円	20,500	8,700	0.424	6,300	7,500	6,300	6,500	27,000	15,500	0.574	16,000	1.032	500	0.593	15,700	30,000	19,900	0.663	22,000	1.106	2,100	0.733	21,600
	5	D 4	所得割額 133,000円未満	1.371	～550万円	20,500	10,000	0.488	6,300	8,200	6,300	6,500	28,700	17,700	0.617	18,500	1.045	800	0.645	18,200	44,500	28,700	0.645	30,500	1.063	1,800	0.685	30,000
		D 5	所得割額 169,000円未満	1.271	～640万円	20,500	11,300	0.551	6,300	8,800	6,300	6,500	28,700	19,900	0.693	21,000	1.055	1,100	0.732	20,600	44,500	38,600	0.867	39,800	1.031	1,200	0.894	39,100
	6	D 6	所得割額 211,200円未満	1.250	～740万円	20,500	12,600	0.615	6,300	9,500	6,300	6,500	28,700	22,800	0.794	23,300	1.022	500	0.812	22,900	61,000	47,500	0.779	46,800	0.985	(700)	0.767	46,000
5		D 7	所得割額 301,000円未満	1.425	～930万円	25,700	14,700	0.572	6,300	10,500	6,300	6,500	28,700	22,800	0.794	24,000	1.053	1,200	0.836	23,600	61,000	47,500	0.779	52,300	1.101	4,800	0.857	51,400
	7	D 8	所得割額 397,000円未満	1.319	～1130万円	25,700	16,800	0.654	6,300	11,600	6,300	6,500	28,700	25,000	0.871	26,000	1.040	1,000	0.906	25,600	80,000	53,000	0.663	58,300	1.100	5,300	0.729	57,300
	8	D 9	所得割額 397,000円以上		1130万円～	25,700	18,900	0.735	6,300	12,600	6,300	6,500	28,700	26,200	0.913	28,000	1.069	1,800	0.976	27,500	82,730	58,000	0.701	64,800	1.117	6,800	0.783	63,700

給付上限額　　給付上限額

・平成27年度以降の私立幼稚園及び私立認定こども園の１号子どもの保育料

・平成29年度以降の市立施設の１号認定子どもの保育料

平成28年度の市立施設の１号認定子どもの経過措置保育料

平成２７年度の市立施設の１号認定子ども（在園児）の経過措置保育料

平成２７年度の市立施設の１号認定子ども（新入園児）の経過措置保育料（入園料込）

平成28年度以降の２号子どもの保育料

平成28年度以降の３号子どもの保育料

別添資料３

教育標準時間認定子ども（１号）の利用者負担額（保育料）案の推移

平成27年1月26日　時点

平成27年度の保育料月額表（案）							平成28年度		平成29年度
階　層　区　分			推定年収	市立（経過措置１）		私立（本格実施）	市立（経過措置２）	私立（本格実施）	市立・私立（本格実施）
国（1号）	市の階層（案）			在園児（入園料無）	新入園児（入園料有）認定こども園３歳児・幼稚園４歳児	私立認定こども園・新制度に移行する私立幼稚園	在園児 新入園児	私立認定こども園・新制度に移行する私立幼稚園	市立施設及び私立認定こども園・新制度に移行する私立幼稚園
1	A	生活保護世帯等	—	0	0	0	0	0	0
2	B1	市民税非課税世帯(母子等)	～260万円	0	0	0	0	0	0
	B2	市民税非課税世帯		2,800	3,000	2,100	2,100	2,100	2,100
3	C1	所得割額　48,600円未満(母子等)	～330万円	6,300	6,500	4,700	4,700	4,700	4,700
	C2	所得割額　48,600円未満		6,300	6,500	5,200	5,200	5,200	5,200
	D1-1	所得割額　67,000円未満(母子等)	～380万円	6,300	6,500	6,400	6,300	6,400	6,400
	D1-2	所得割額　67,000円未満		6,300	6,500	6,900	6,600	6,900	6,900
	D2-1	所得割額　77,100円未満(母子等)	～410万円	6,300	6,500	6,900	6,600	6,900	6,900
	D2-2	所得割額　77,100円未満		6,300	6,500	7,400	6,900	7,400	7,400
4	D3	所得割額　97,000円未満	～470万円	6,300	6,500	8,700	7,500	8,700	8,700
	D4	所得割額 133,000円未満	～550万円	6,300	6,500	10,000	8,200	10,000	10,000
	D5	所得割額 169,000円未満	～640万円	6,300	6,500	11,300	8,800	11,300	11,300
	D6	所得割額 211,200円未満	～740万円	6,300	6,500	12,600	9,500	12,600	12,600
5	D7	所得割額 301,000円未満	～930万円	6,300	6,500	14,700	10,500	14,700	14,700
	D8	所得割額 397,000円未満	～1130万円	6,300	6,500	16,800	11,600	16,800	16,800
	D9	所得割額 397,000円以上	1130万円～	6,300	6,500	18,900	12,600	18,900	18,900
備考	※１号認定のB階層には、市町村民税所得割非課税世帯を含む ※市立幼稚園（４歳児）及び市立認定こども園（３歳児）の平成２７年度新入園児については、現行の入園料５，６５０円相当額を月額保育料に上乗せし徴収 ※市立幼稚園及び市立認定こども園においては、経過措置適用中は、平成２６年度市立幼稚園就園奨励費相当額を減免する ※私立幼稚園及び私立認定こども園は多子世帯軽減適用有（３歳児～小学校３年生）						備考	※１号認定のB階層には、市町村民税所得割非課税世帯を含む ※１号認定は多子世帯軽減適用（３歳児～小学校３年生） ※１号認定の入園料徴収はなし	

別添資料４

保育認定子ども（2号・3号）の利用者負担額（保育料）案の推移

平成27年1月26日　時点

平成27年度の保育料月額表（案）【経過措置】

階層	定義	3号認定（3歳未満）		2号認定（3歳）		2号認定（4歳以上）	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	所得割額　48,600円未満	7,000	6,900	5,000	4,900	5,000	4,900
D1	所得割額　67,000円未満	12,100	11,900	8,800	8,700	8,800	8,700
D2	所得割額　97,000円未満	19,900	19,600	15,500	15,200	15,500	15,200
D3	所得割額　133,000円未満	28,700	28,200	17,700	17,400	17,700	17,400
D4	所得割額　169,000円未満	38,600	37,900	19,900	19,600	19,900	19,600
D5	所得割額　301,000円未満	47,500	46,700	24,300	23,900	22,100	21,700
D6	所得割額　397,000円未満	53,000	52,100	26,500	26,000	24,300	23,900
D7	所得割額　397,000円以上	58,000	57,000	28,700	28,200	25,400	25,000

平成28年度以降の保育料月額表（案）【本格実施】

国の 階層	市の階層（案）		推定年収	3号認定（3歳未満）		2号認定（3歳以上）	
				保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
1	A	生活保護世帯等	—	0	0	0	0
2	B1	市民税非課税世帯(母子等)	～260万円	0	0	0	0
	B2	市民税非課税世帯		3,800	3,700	2,300	2,300
3	C1	所得割額　48,600円未満(母子等)	～330万円	7,000	6,900	5,000	4,900
	C2	所得割額　48,600円未満		8,000	7,900	5,500	5,400
4	D1-1	所得割額　67,000円未満(母子等)	～380万円	12,500	12,300	9,300	9,100
	D1-2	所得割額　67,000円未満					
	D2-1	所得割額　77,100円未満(母子等)	～410万円	20,000	19,700	14,500	14,300
	D2-2	所得割額　77,100円未満					
	D3	所得割額　97,000円未満	～470万円	22,000	21,600	16,000	15,700
5	D4	所得割額　133,000円未満	～550万円	30,500	30,000	18,500	18,200
	D5	所得割額　169,000円未満	～640万円	39,800	39,100	21,000	20,600
6	D6	所得割額　211,200円未満	～740万円	46,800	46,000	23,300	22,900
	D7	所得割額　301,000円未満	～930万円	52,300	51,400	24,000	23,600
7	D8	所得割額　397,000円未満	～1130万円	58,300	57,300	26,000	25,600
8	D9	所得割額　397,000円以上	1130万円～	64,800	63,700	28,000	27,500